

公共交通機関を活用した  
日本遺産体験周遊ツーリズム事業  
募集要項

令和3年7月

(公社) 日本観光振興協会

## 1. 目的

文化庁による日本遺産事業は、各地に点在する貴重な文化財を点での保護から物語化による活用に向けて展開が行われており、平成 29 年度の事業開始以降、現在約 100 箇所（件）の物語が認定され、活用に向けて推進が行われている。一方で日本遺産に対する文化庁の調査によれば、その認知度がまだまだ低いことも示唆されており、文化財を含む物語の観光コンテンツ化とともに認知拡大に向けた取り組みも同時に図られる必要がある。本事業においては、日本遺産（文化財）を観光コンテンツとして活用し、物語（ストーリー）に沿って効率良く周遊できる仕組み・モデルルートを構築する。周遊に関しては、複数の地域交通と連携し地域全体での観光振興を図る。

## 2. 事業方針

本事業は、日本遺産（文化遺産）を観光コンテンツとして活用し、周遊には複数の地方交通と連携して、地域全体での観光振興を図るための行う取り組みに対し、支援事業を実施する。

他地域への横展開を図るため、事業の成果を伝えるだけでなく、事業実施の道筋・プロセスを「見える化」し、提示していくことを重視する。事業の段階ごとに目標を設定し、都度振り返りと課題の抽出、修正するという PDCA を強く意識し事業に取り組み、プロセスをつまびらかにする。事業の実施にあたり、日本観光振興協会（以下、「当協会」と記す）は、本事業の内容や関係者の役割分担、進捗状況の把握など「見える化」の観点から事業に関わるものであり、実施主体もこの方針のもとに事業を実施することとする。なお、事業内容によっては、当協会の事業共同実施者としての役割が強くなることもある。

対象事業を支援する意義・価値を最大限とするため、事業実施前は対象事業が当協会の支援終了後も継続して取り組まれるものであるかどうか十分に検討する。当該地域の観光計画・観光振興において、対象事業が地域経済の発展・観光振興の一手に位置づけられているか、支援事業の成果指標（アウトカム）をイメージできているかなどを確認するとともに、不明確である場合は、それらの意識付けと計画への組み込みを促していく。地域全体の計画から整理することによって単年度的な事業でなく、中期的な役割をもった地域を支える事業へと発展していくことを期待する。

当協会の支援終了以降、最終的には構築した仕組み・モデルルートは商品化する。地域全体が連携し、自走して観光振興を図ることができる環境を整える。

### 3. 事業の実施概要

選考基準によって1地域を採択する。当協会は採択した事業に対し、1,200万円（税込）の支援を行う。支援事業の実施期間は2年とする。

採択を受けた地域は、提案内容・スケジュールに沿って期間内に事業を実施するが、「2.事業方針」にも記載のとおり、当協会に事業内容や進捗状況等を報告しつつ取り組むこととする。**また、他地域への横展開のため、当協会が主催する会議等での事業進捗や実施結果報告、年度末の事業実施報告書提出などを通じて、事業内容等を公開する。**

### 4. 事業内容

本事業では、以下事業に取り組むこととする。

- ① 日本遺産を活用したモデルコースを3～5コース策定
- ② モデルコース策定にあたり、各分野の有識者を招聘し、有識者検討会議を開催（各年3回程度）
- ③ モデルコース策定後、モニターツアーを実施
- ④ 日本遺産やモデルコースに関するホームページやアプリ等を制作
- ⑤ 地域交通事業者と連携した周遊パスの制作（路線バス等）
- ⑥ 特典に関する営業（協力店で使用することができるクーポン等）
- ⑦ 商品販売に向けて広告の配信、プレスリリースの発信
- ⑧ 令和5年度以降、商品化・自走化に向けた体制を整える
- ⑨ その他、商品化に向けて必要な取り組み

## 5. 事業スケジュール

本事業は2か年事業とし、令和3年度は1年目である。

事業年度	時期	スケジュール
令和3年度 (2021年度)	7月中旬 8月6日	公募開始 公募締切り
	8月中旬 8月下旬	採択/不採択通知発送 事業開始
	9月中旬 10月上旬 2月下旬	本事業における有識者の決定 有識者検討会議の開催（計3回程度、随時実施） 周遊ルート（案）の策定
	2月下旬	令和3年度事業報告
令和4年度 (2022年度)	5月中旬 6月～ 8月 10月～ 2月～	事業開始 各種制作物の作成 周遊ルートの確定 モニターツアーの実施 情報発信
	2月下旬	令和4年度事業報告（支援終了）
令和5年度 (2023年度)	4月以降	商品化に向けて自走

なお新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむを得ずスケジュールが変更となる場合、当協会と連絡を密に行い順次対応することとする。

6. 支援を行うテーマ

「公共交通機関を活用し、日本遺産を周遊する体験ツーリズムの構築」をテーマに事業を実施する。提案者は「11. 応募にあたって提出を求める書類」に定められた書類を期日までに提出すること。

参考：日本遺産ポータルサイト（文化庁）

<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/index.html>

7. 支援の対象となる事業主体

①都道府県、②市町村、③都道府県観光協会・観光連盟、④市町村観光協会・観光連盟、⑤観光地域づくり法人（DMO）、⑥観光関係事業者を事業実施主体の対象とする。また、①～⑥が複数連携して実施するものも支援の対象とする。

申請者が多数の場合、当協会会員もしくは入会をご検討頂ける組織を優先して採択する場合があります。

## 8. 費用負担

支援事業実施にあたって、費用の全額または一部経費を当協会が負担することとする。**費用の支出に関しては、支援決定後当協会と相談の上、事業実施に向け最適な方法を事前に調整する。支援は、2年間で1,200万円（税込）。**

**本事業は、原則として当協会による直接の業務発注・事業費支出を行うこととする。**講師謝礼・旅費・事務局運営に関する人件費等の経費の支出に関して、原則として当協会の基準にて行うため、積算に必要とする場合は当協会担当に問い合わせること。

下記に関する費用は、支援の対象外とする。経費支出にあたって、やむを得ない事由を除き原則として三社以上の見積もり合わせを行うこととし、費用の縮減に努めるものとする。当協会としての基準にそぐわない場合は、費用負担を拒否することができるものとする。

なお、**当該事業に関して当協会あるいは別団体との二重の事業補助は認めない。**

<支援事業の対象外となる経費の具体例>

- ・ 事務所維持費・光熱費など支援団体の固定管理費
- ・ 交際費
- ・ 飲食に関する経費（会議茶菓 500円/人以内については支出可）
- ・ 航空機・鉄道などの上級座席の追加費用
- ・ その他当協会が特に本事業実施と関係性がないと判断した経費

## 9. 選考

応募地域が複数あった場合、当協会により選考を行う。必要に応じて、有識者の意見を求めて選考を行うこともある。

### <選考基準>

- ・ 文化庁に登録されている日本遺産関係者と連携・協力を得ることができること
- ・ 地域交通事業者2社以上の連携・協力を得ることができること
- ・ 行政・観光協会・観光地域づくり法人（DMO）等と連携・協力を得ることができること
- ・ 日本遺産に関する有識者等から連携・協力を得ることができること
- ・ 他地域のモデルとなり、全国への展開が期待される取組であること
- ・ 地域全体でのボトムアップ効果が期待できるものであること
- ・ 販売予定商品、スケジュールについて、具体的であること

## 10. 採択予定件数

1件

## 11. 応募にあたって提出を求める書類

### <必ず必要となる書類>

- ・ 様式1 申請団体概要
- ・ 企画提案書（A4サイズ・横・10枚程度）
- ・ 予算書（令和3年度分・令和4年度分を分けて提出）
- ・ 日本遺産に関する形成・確立計画書等

### <任意提出の書類>

- ・ 当該地域の観光統計等
- ・ その他、支援事業に係る関連資料

## 12. 提出期限

以下「応募書類提出先窓口」宛に、令和3年8月6日（金）までにデータで提出すること。データでの提出が難しい書類に関して、事前に担当者に問い合わせの上、郵送（消印有効）で提出すること。

### 13. その他

- ・ 提案を希望する団体は、当協会担当者と連絡を密に行い、事前相談等を行った上で提案を行うものとする。
- ・ 本事業は日本財団から支援を得て実施されるものであり、成果物等へのロゴマーク掲出等に、ご理解とご協力をお願いいたします。

＜本件に関する事前相談・お問い合わせ・応募書類提出先窓口＞

公益社団法人日本観光振興協会 地域ブランド創造 塚脇・丸山

E-mail : [taiken-tourism@nihon-kankou.or.jp](mailto:taiken-tourism@nihon-kankou.or.jp)

※メールでの問い合わせをお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-1-1 虎ノ門三丁目ビルディング 6階

以上